

諸外国における 高度外国人材受入の例

(米、英、独、仏、韓、シンガポール)

※この資料については、以下の資料を職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課にて取りまとめたものです。

- 「アジア諸外国における高度外国人材の就職意識と活用実態に関する調査報告書」(JILPT資料シリーズNo. 80)
- 「アメリカの外国人労働者受入れ制度と実態ー諸外国の外国人労働者受入れ制度と実態 2009ー」(JILPT資料シリーズNo. 58)
- 「諸外国における外国人労働者の受入制度に関する調査」(厚生労働省委託調査)
- 「諸外国における高度外国人材受入制度及びその運用状況に係る調査」(内閣府委託調査)
- 「2008～2009年 海外情勢報告」(厚生労働省大臣官房国際課)

(50音順)

アメリカ

アメリカの外国人労働者の受入れは、雇用関係移民（当初から永住権が付与される者）と非移民労働者（一時的な滞在・就労を許可される者）に大別できる。その基本方針は、①国内労働者の雇用を確保しつつ、労働力不足分野に外国人労働者を受け入れる選択的移民を原則とする、②高度人材の受入れを重視し、特に卓抜技能労働者を優遇する一方、不法就労者を排斥する、③専門的職業に従事する移民を積極的に受入れ、経済の発展に貢献する人材を確保することとされている。

＜移民＞

移民のビザは、最近親者の家族など一部を除き年間の受入枠が定められている（現在の年間枠は67万5,000人、うち家族同伴移民48万人、雇用関係移民14万人、多様性移民5万5千人）。このうち、雇用関係の枠が高度人材を含む外国人労働者向けであり、E1からE5の5つの区分の優先順位に従ってビザが発給される。この雇用関係のビザのうち、卓越技能労働者（E1）、知的労働者（E2）が高度人材に相当すると考えられる。

また、E-2、E-3の移民ビザを申請するためには、労働長官による雇用証明（労働市場テストの機能）を受けることが必要である。なお、この申請に当たっては、その地域での支配的賃金以上の賃金での求人活動（新聞の日曜版に求人広告を掲載後、州の公共職業安定所に30日間の求人登録）を行うことが必要となる。

表 雇用関係の移民ビザ

カテゴリー／年間割り当ての割合	対象者
E1（雇用関係の第1優先：Employment First Preference） ／割り当て28.6%	卓越技能者。科学、芸術、教育、ビジネス、スポーツに秀でている者、3年以上経歴がある国際的に著名な教授や研究者、3年以上経歴がある多国籍企業の重役や管理者。
E2（雇用関係の第2優先：Employment Second Preference） ／割り当て28.6%＋E1の余剰分	知的労働者。修士以上の学位があるか科学、芸術、経営分野において優れた能力を持ち、専門分野で5年以上の経歴がある者。
E3（雇用関係の第3優先：Employment Third Preference）	熟練労働者、専門職、その他。2年以上の経験が必要とされる熟練労働者、大卒以上の

／割り当て 28.6%+E 1 と E 2 の余剰分	学位がある専門職、アメリカ国内で確保が困難な職種の非熟練労働者。
E 4（雇用関係の第 4 優先：Employment Fifth Preference） ／割り当て 7.1%	特別移民。宗教関係労働者、海外の米国政府雇用労働者、元パナマ運河関係従事者等。
E 5（雇用関係の第 5 優先：Employment Fourth Preference） ／割り当て 7.1%	投資家。100 万ドル若しくは 50 万ドル（地域の雇用状況に従う）の投資を行い、10 人以上の常勤雇用を創出する者。

<卓越技能労働者（移民）>

第一優先の雇用関係の移民ビザであり、「卓越技能者」、「特に優れた教授若しくは研究者」、「国際企業の管理職または経営幹部」の 3 つに分類される。

(ア) 卓越技能者 (Extraordinary Ability)

科学、芸術、教育、事業、スポーツについて際立った評価を受けていること。雇用予定は不要。ピューリッツァ賞、オスカー賞、オリンピックメダルなどの際立った賞の受賞歴があるか、あるいは、以下の 10 項目のうち 3 つに当てはまること。

- 国内または国際的な賞を受賞したことを証明するもの
- その分野の専門家のための団体の会員であることを証明するもの
- 専門誌や主要な業界誌、またはその他の主要なメディアで紹介された記事など
- 審査員や評価者を依頼されたことがあることを証明するもの
- 科学、学術、芸術、スポーツ、事業の専門分野において重要な貢献をしたことを証明するもの
- 専門誌や主要な業界誌、またはその他の主要なメディアに掲載された学術論文等の執筆者であることを証明するもの
- 芸術関連の展覧会や展示場で作品が展示されたことを証明するもの
- 専門分野の団体において、指導的あるいは重要な役割を果たしたことを証明するもの
- 専門分野における他の者に比べて特に高給を受けていることを証明するもの
- 舞台芸術における興行的な成功を証明するもの

(イ) 特に優れた教授若しくは研究者

(Outstanding professors and researchers)

専門分野における特に優れた業績を証明しなければならない。専門分野で3年以上教授または研究の経験が必要である。アメリカの研究機関や大学等において、終身地位保証またはそれに準じる地位を得ることを目的としていること。

アメリカ国内で雇用される予定があること。また、以下のうち2つ以上の証明書が必要である。

- 特に優れた業績に対する受賞を証明するもの
- 特に優れた業績をあげた者のみにより構成される団体の会員であることを証明するもの
- 専門分野の出版物において、他の研究者が申請者の業績に言及していることを証明するもの
- 専門の学問分野における評価者や審査員の経験があることを証明するもの
- 専門分野における科学や学問研究における貢献を証明するもの
- (世界的に購読されている学術誌の) 論文若しくは学術的書籍の執筆者であることを証明するもの

(ウ) 国際企業の管理職または経営幹部

(Multinational manager or executive)

アメリカの雇用主によりビザの申請が行われなければならない。その雇用主は1年以上にわたり、ビザを希望する者を海外にて雇用していた会社若しくは合法的な団体で事業を行っているか、傘下にある会社若しくは団体にて事業を行っていること。

ビザ取得希望者はビザ申請までの3年間のうち1年以上にわたり、海外において当該会社若しくは団体にて雇用されており、引き続きその会社若しくは団体にかかわる仕事をするためにアメリカへの入国を希望していること。ビザを希望する者は海外にて雇用されており、その会社若しくは団体は、アメリカの雇用主と同じ会社若しくは団体であるか、その傘下にある会社若しくは団体であること。

<知的労働者（移民）>

第二優先の雇用関係移民ビザであり、「高学位」、「非常に優れた能力」、「国益による免除」の3つに分類される

(ア) 高学位 (Advanced degree)

修士以上の学位が要求される職種につき、上級の学位かそれと同等の経歴があること (修士学位及び専門分野での5年以上にわたる経歴)。

(イ) 非常に優れた能力 (Exceptional ability)

科学、芸術、事業において非常に優れた能力を示すこと。

以下の条件うち3つ以上に当てはまること。

- 専門分野の特に優れた能力について、大学や研究機関の公式な修士などの学位や証書などで示せること
- 専門分野での10年以上の経歴を示す文書があること
- 該当職種の職務を遂行するための資格があること
- 優れた能力を示す高給を証明できること
- 専門分野の学会などの会員であること
- 専門分野を同じくする人々、政府の機関、業界団体などから、業績と優れた貢献について評価されていること
- その他の適格性を証明するものも認められる

(ウ) 国益による免除 (National interest waiver:NIW)

国益による免除は、申請者の能力がアメリカにとって有益不可欠であることを個々のケースについて米国市民権・移民サービス局が審査し、労働証明の免除が認められるものである。法律による厳密な規定はなく、適宜柔軟に運用されている。

過去にNIWが認められたケースとして、AIDS研究者、ガン細胞研究者、前立腺ガン、乳ガン研究者、遺伝子工学助教授、リウマチ研究者、サルモネラ菌研究者、放射線研究者、研究者(大気、気象、流体、電気、地質、データ)、オリンピック候補選手養成コーチ、非移民ビザでビジネスを展開していたビジネスオーナー(従業員約200名、アメリカの貿易赤字を緩和する内容のビジネスであった)等がある。

要件としては、(イ)で挙げた条件のうち3つ以上に当てはまり、かつ、アメリカで終身働くことがアメリカの国益にかなっていることとされている。

<受け入れ人数>

卓越技能労働者 2009年：40,924人 (年間割り当て：28.6%)

知的労働者 2009年：45,552人 (年間割り当て：28.6%)

(参考) 多様性移民ビザ(抽選永住権): 移民率が低かった国の人々を対象とし、コンピューターによりランダムな抽選により選出され、付与されるビザ。ビザ発給が多い国以外の国からの外国人に移民の機会を与えるもの

<非移民>

米国内において就労が認められる非移民(一時的に滞在を許可される外国人)ビザについては、大別して労働を目的として入国が認められるE、H、L等の各ビザと状況によっては就労が認められるF、Mビザがある。

Hビザについては、特定の専門職または高度な技術に基づく期限付きの雇用、あるいは米国で不足している労働者の短期的な補充や雇用主による研修のための滞在資格である。

Hビザの中でも、H-1Bビザについては、特殊技術を要する職業のためのビザであり、①専門性の高い職業、②非常に優れた功績及び能力を有する国防省の研究者、③際だった功績及び能力を有するファッションモデルを対象として、期間を定めて滞在を許可するものである。なお、①専門性の高い職業とは、学士以上の学位を必要とする科学、薬学、ヘルスケア、教育、バイオテクノロジー、経営といった特定の専門性をもった職種である。

Hビザの申請は事業主が行うこととなっており、事前に事業主が確定している必要がある。

H-1-Bビザのうち、専門性の高い職業についての発給に当たっては、①学士またはそれ以上の学位が必要とされる一般的な職種に就労すること、及び、②ビザの申請者がそれに対応する学位を米国または外国で取得していることが求められている。

また、労働省による外国人労働証明の取得も求められているが、これは、国内労働者の労働条件を悪化させないことを保障するために行われる限定的なもので、国内労働者に対する求人を試みることまでは求められておらず、雇用主は就労に際しては労働省に対し労働状況に関する申請(Labor Condition Application)を行い、認可を得なければならないこととなっている。この申請は、事業主が同等の経験や技術を持つ賃金水準あるいは当該職種における地域での支配的賃金水準と同等又はそれ以上であること、同種の国内労働者の労働条件を不利にしない労働条件を外国人労働者に提供すること、外国人を雇用する職種でストライキまたはロックアウトが行われていないことを報告するものである。さらに、外国人労働者を雇用する意思があることを当該職種で労働組合が結成されている場合には組合に、結成されていない場合には当該職種の従業員に対して貼りだしや電子媒体を通して通知しなければならないこととされている。

<滞在期間>

H-1B 当初最大3年。更新は1回のみ最大3年を上回らない期間で行われ、最長6年まで滞在可能。

<受け入れ人数>

H-1B 65,000件（一般枠）+20,000件（米国の高等教育機関による修士以上の学位保持者用特別枠）

イギリス

イギリスにおいては、E E A域外等からは「経済競争力の強化等イギリスの利益になる高度人材については積極的に受け入れる一方で、低熟練労働者については最小限にとどめる」という明確なコンセプトを基本としている。

2008年から順次導入されたポイント制は、高度技術者を選別しやすくするとともに、彼らを引きつける制度とすること、申請手続きをより効率的、明確かつ客観的なものとする、さらには在留管理を強化し不法滞在を減らすことを目的としており、受入カテゴリを5種類に分類し、各階層に応じて、年齢、過去の年収、学歴等の基準による審査が行われている。

表 ポイント制の階層、定義及び分類

階層	定義	分類
第1階層	高技能保有者（経済成長及び生産性向上に貢献出来ること）	一般
		投資家
		起業家
		新卒者
第2階層	技能者（イギリス国内の労働力不足を補完するための採用通知を保有すること）	一般（不足業種枠、労働市場テスト枠）
		企業内転勤
		宗教家
		スポーツ選手
第3階層	単純労働者（現在停止中）	
第4階層	学生	大人（義務教育終了者）
		子供（16歳以下の義務教育課程の学生）
第5階層	短期労働者（就労目的ではない滞在の際、時間限定で勤労が許可される）	芸術家（Creative）、スポーツ選手
		慈善活動従事者
		宗教活動従事者
		政府公認交流従事者
		国際合意に基づく者
	若者交流プログラム（就労目的ではない滞在の際、時間限定で勤労が許可される）	ワーキングホリデー（Youth Mobility Scheme）

(参考)

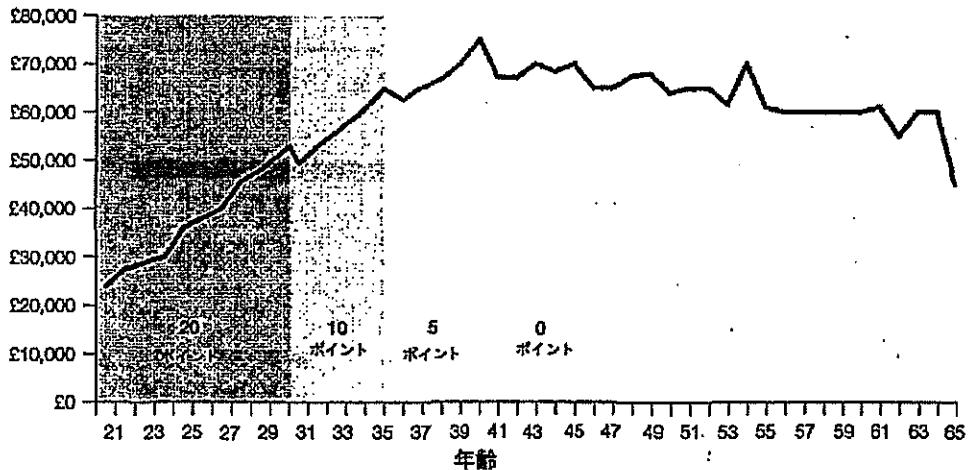
2007年に発足した、移民の経済的影響を政府にアドバイスする外部機関である移民提言委員会 (Migration Advisory Committee: 以下MACという。) による高度人材の定義は、「学位取得者が主に就職する職業 146 種の中で給与レベルがトップ 10%に当たる人材を高度人材とする」というものである。具体的には、既存の研究結果を参考に以下のような 146 の職業を学位取得者が就く職業として定義し、さらにその職業の給与レベル上位 10%にあたる労働市場を「外国人高度人材」が就労する労働市場と定義している。

表 MACの定める学位取得者の就職業種

伝統的業種 (Traditional)	現代的業種 (Modern)	新業種 (New)	ニッチ産業 (Niche)
獣医	小学・幼稚園教師	理学療法士	教育機関上級事務員
精神分析医	足治療医	放射線技師	品質管理マネージャー
中学・高校教師	発声言語セラピスト	作業療法士	公共サービス事務
物理・地質・気象学者	化学技術者	公園保護管	租税専門官
高等教育教師	学芸員	広報担当官	服飾デザイン

また、この定義を基に、ポイント制の評価基準を決定していくプロセスについては、まず、この選ばれた 146 の各職種で上位 10%目に相当する労働者の給与額を国家統計局 (ONS) が発表している労働力調査結果から算出し、21 歳以上 65 歳以下の各年齢において平均値を求めて以下の給与モデルを得る。

図 上位10%目の労働者が得る給与モデル



この図は、高度技能者の上位10%目の労働者が得る給料は、40歳で最高額に達し、以降徐々に減少していくことを示している。ポイント制による労働者評価方法では外国人高度人材を「学歴」、「収入」、「英国経験」、「語学力」、「資産」の5属性を用いて点数化する。MACは「年齢」による獲得ポイントの閾値改正の提言に際し、制度導入時に政府が定めた上限31歳という閾値を上限40歳まで引き上げ提言を行った背景はこの図から得られた知見に基づいている。

「収入」に関し、£25,000—£75,000までを細分化する提言は、図の給与モデルの21歳～40歳の年収に相当する上限と下限になっている。

<第1階層について>

第1階層は、高技能保有者が対象となり、経済成長及び生産性向上に貢献できることが求められ、サブカテゴリとして「一般」、「起業家」、「投資家」、「新卒者」に分類される。なお、2009年4月1日より、第1階層一般での入国に当たっては、学歴修士号以上、過去の年収2万ポンド以上が求められるようになった。さらに、経済危機の影響等により、2011年4月より、

- ・「一般」を運用停止する代わりに、「特別優れた才能を持つ者 (Persons of Exceptional Talent)」のカテゴリを新設し、年間上限数を1,000 (2011/2012年度) とする。
- ・「起業家」及び「投資家」カテゴリでは、フレキシブルな対応を行うとされている。

などの改正がされている。

<第1階層の基準>

・「起業家」、「新卒者」は英語力及び生活維持費の指標は必ず満たさなければならず、それ以外の指標において75点以上で申請可能である。「優れた才能」、「投資家」は、必ず満たさなければならない指標はなく、単に75点以上で申請可能である。

表 ポイント制の評価表（2010年4月6日以降適用予定）

カテゴリー	点数基準		点数（新規申請）	点数（延長申請）	
一般 (General)	最終学位	学士	30	30	
		修士	35	35	
		博士	45	45	
	前年度収入	£125,000未満		0	0
		£25,000—£29,999		5	5
		£30,000—£34,999		15	15
		£35,000—£39,999		20	20
		£40,000—£49,999		25	25
		£50,000—£54,999		30	30
		£55,000—£64,999		35	35
		£65,000—£74,999		40	40
		£75,000—£149,999		45	45
		£150,000以上		75	75
	年齢	40歳以上		0	—
		35—39歳		5	—
		30—34歳		10	—
		29歳以下		20	—
		42歳以上		—	0
		37—41歳		—	5
		32—36歳		—	10
	31歳以下		—	20	
英国経験	学位を英国で取得		5	—	
	£25,000以上の前年度収入を英国内で取得		5	5	

¹ 2011年7月現在のポンドのレートは、1£=130円。

	英語能力（必須）	10	10
	生活維持費（必須）	10	10

起 業 家 (Entrepreneurs)	£200,000 以上の利用可能な資金を保有	25	—
	上記資金を自国の金融サービス機構監督下の金融機関に保有	25	—
	上記資金は英国内で可処分である。	25	—
	£200,000 以上を英国内ビジネスに現金で投資中若しくは投資した。	—	20
	以下のいずれかの要件を満たす場合 財 務 省（HM Revenue&Customs）に自営業者として登録 取締役 (Director) として新会社を登録 既存会社の取締役として登録	—	20
	申請時に企業活動に従事していること	—	15
	設立若しくは買収した会社において2名以上のフルタイムの雇用を創出したこと	—	20
	英語能力（必須）	10	10
	生活費（英国外から申請時は£2,800 以上、英国内から申請時は£800 以上）（必須）	10	10
投資家 (Investor)	£1,000,000 以上の自分名	75	—

	義の利用可能な資金を金融機関に保有し、その資金は英国国内にて可処分である、若しくは		
	£2,000,000 を超える個人資産を保有し、かつ少なくとも£1,000,000 の自分の裁量下にある可処分資金を審査を受けている金融機関に保有し、その資金はイギリス内で可処分可能であり、その資金が申請者個人名義で英国金融サービス機構 (Financial Services Authority: FSA) 監督下の金融機関から融資されたものである。	75	—
	イギリス国内に£1,000,000 以上の申請者名義で申請者の裁量下にある資金を保有、若しくは	—	30
	£2,000,000 を超える個人資産を保有し、かつ少なくとも£1,000,000 の自分の裁量下にあるイギリス内で可処分資金を保有し、その資金は申請者個人名義で英国金融サービス機構 (Financial Services Authority: FSA) 監督下の金融機関から融資されたものである	—	30
	申請者は£750,000 を超える資産を、イギリス国債、株式に投資しているか、住宅投資会社以外のイギリ	—	30

	ス国内で登録された非休眠企業に融資している		
	上記の投資が以下のいずれかの日付より3か月以内にされている： Tier1（投資者）移民入国許可証にイギリスに入国した日付の証拠がある場合にはそのイギリスに入国した日付 Tier1（投資者）移民入国許可証にイギリスに入国した日付の証拠がない場合には許可証が発給された日付 それ以外の場合は Tier1（投資者）移民在留許可証が発行された日付（ただし申請者がすでに、若しくは過去に入国ビザ（entry clearance）、入国許可（leave to enter）若しくは投資者として在留許可（leave to remain）を受けている場合除く）	—	15
新卒者 (Post-study worker)	イギリスで認められている学士以上の学位	20	—
	イギリスで認められている特定の教育機関から授与された学位	20	—
	学生ビザ等必要なイギリス滞在許可を得たうえで取得した学位	20	—
	学位取得後 12 か月以内の申請	15	—

	英語能力（必須）	10	-
	生活維持費（必須） 在留許可: Leave to remain でイギリスに滞在している 場合は£800 以上、学生 ビザ（Entry Clearance） で滞在の場合は£2,800 以 上の資金	10	-

<滞在許可期間>

	新規申請	延長申請
特別優れた才能を もつ者	40ヶ月	不明
起業家	3年	2年
投資家	3年	2年
新卒者	2年	なし

<永住許可期間>

「特別優れた才能を持つ者」、「起業家」、「投資家」の場合は5年間の滞在期間で永住権の申請が認められる。「新卒者」は2年間の滞在期間のみで延長が認められないため、永住権獲得は不可となる。なお、他カテゴリに変更し永住権申請を行う際にも、「新卒者」として滞在した期間は加算できない。

なお、必要年数に加えて、一定レベル以上の英語能力の証明及び「イギリス常識テスト」の合格が必要である。

<その他>

第一階層では事前の雇用契約は不要であるため、「自営業の開業」や「イギリスの大学を卒業した外国人新卒者が卒業後にイギリス国内にとどまったまま求職活動を行うこと」が可能である。

また、職種による制限がないため、点数制度による基準を満たせば、業種に関係なく入国が可能である。

ドイツ

ドイツでは、単純労働者の受入れは原則として行わず、自国民の人材活用に努めるとの方針をとっている。他方、高度人材については、入国、滞在について優遇策をとっている。また、在独外国人の帰還を促す政策も講じている。

外国人がドイツにおいて就労を目的として滞在する場合は、原則として滞在法に基づく「滞在許可」を取得することを求められ、「滞在許可」は原則として、連邦雇用庁がその就労に同意した場合に、滞在資格とともにドイツ連邦各州の外国人局から付与される。当該同意は、当該外国人の就労場所が存在する地区を所管する連邦雇用庁が、労働市況に基づいて付与するものであり、優先権審査（労働市場テスト）を行い、ドイツ労働者と比較して不利な労働条件ではないことの確認を踏まえてなされる。

なお、就労に対する同意は就労期限に対して与えられ、最長3年までとなっている。また、就労の同意は、その付与の対象であった雇用契約の終了をもって失効する。

高度人材としては、滞在法に規定される「高度専門技術保有者」と「研究者」が該当すると考えられる。

<高度専門技術保有者>

経済的・社会的利益が見込まれる高度専門技術保有者の該当者は以下のとおりである。

- 特別な専門的知識を持つ学者
- 卓越した地位にある教育者や科学者
- 専門職や特殊な職務経験を有する管理職に就き、少なくとも公的年金保険の保険料算定基準額の最高額（年間 66,000 ユーロ（約 790 万円）：2010 年 1 月 1 日改正）と同等以上の所得のある専門職や上級幹部

（滞在許可の発給要件）

- ① ドイツ連邦共和国の生活諸条件へ統合するとともに、国の支援なしでも生活維持を確保できること
- ② 一般年金保険の拠出保険料算定上限額相当の収入（年額 6 万 6 千ユーロ）が確保されていること

これらの高度専門技術保有者については、滞在期間に定めのない「定住許可」が直ちに発給される。これは実質的な永住権と考えることができる。この定住許可の付与に当たっては、連邦雇用庁の同意や優先権審査は不要であるが、就労先の事業主との労働契約が必要である。

<研究者>

外国人研究者には、研究を目的とする「滞在許可」（滞在期間は少なくとも1年間で、研究の実施期間まで）が発給される。なお、研究期間が短縮される場合は研究計画の実施期間相当まで短縮される。

当該「滞在許可」により、外国人研究者は、外国人研究者と研究機関との間で締結された「受入協定」に明示されている研究計画を推進するために、就労に従事し、且つ教育に携わる権能が付与される。当該「滞在許可」に当たり、連邦雇用庁の同意や優先権審査は不要である。

（滞在許可の発給要件）

- ①当該外国人研究者が特にドイツ連邦領域内において研究者を受入れるために特定手続きを行う研究機関としてドイツ連邦移民・難民庁の認定を受けている研究機関との間に受入協定を締結すること
- ②認定を受けている研究機関が受入協定の開始期日から6ヶ月間にわたり、当該外国人研究者が無許可でドイツ以外のEEC加盟国に滞在し、所管の公的機関によって当該外国人研究者の不当滞在期間中の生活費用及び当該外国人研究者の強制対外退避処分に要する費用が負担された場合には、その費用を肩代わりすることを書面により約束していること。ただし、認定を受けている研究機関の活動資金が公的資金によりまかなわれている場合、または研究計画が公益性の高いものである場合は、上記要件が不問となる。

<定住許可の取得>

一般に、滞在許可期間は最長3年までであり、この許可を更新しつつ、以下の条件を満たせば、無期限の定住許可を取得できる。

- 5年前から滞在許可を持っていること
- 生活費が確保されていること
- 60ヶ月以上、公的年金の義務若しくは任意の金額の保険料を支払っているか、これと同等とみなされる保険ないし支援機関または保険会社による給付の請求権を得るための支払いを証明できる（育児や自宅介護による休職期間も適宜参入される）こと

- 公共の安全または秩序に対する違反の様態若しくは重大さに鑑みる一方で、または、従前の滞在期間を省みて当該外国人に端を欲する危険に鑑みる一方で、連邦域内に人間的絆が存在する場合、公共の安全または秩序を損なわないこと
- 被用を目的としている限りは、労働許可を有すること
- その他、その就労を一定期間実行するための許可を得ること
- ドイツ連邦共和国における社会秩序と生活習慣に関する基本的な知識があること
- 自身と家族が暮らすために十分な居住空間を確保していること

フランス

現在のフランスにおいては、不法移民や家族呼び寄せによる移民等の流入は厳格に抑制されているが、国益となる有能な移民の受入れには積極的である。2006年には、「能力と才能」一時滞在許可制度が創設され、高度人材を選別し、その受入れを促進することが目指された。

現行の外国人労働者受入制度について、フランスに3ヶ月以上滞在しようとする外国人は、長期滞在ビザを取得してフランスに入国後、滞在のための「一時滞在許可証（有期）」を取得する必要がある。

フランスでの就労を希望する外国人は、原則として入国前に就職先を確定し、労働許可を得なければならない。また、外国人が労働許可を受けようとする場合、原則として労働市場テストが行われる。労働許可が下りると就労可能な資格が記載された「一時滞在許可証」が発行される。

「一時滞在許可証」には有効期限があるが、初回の滞在許可条件を遵守していれば更新が可能である。

<「能力と才能」資格>

「能力と才能」一時滞在許可証は、「フランスと出身国の双方の経済発展や、知的、科学的、文化的、人道的又はスポーツの各分野において多大な貢献を行うと見込まれる能力及び計画を有する外国人」に対して、「能力と才能」に基づき就労可能な滞在許可として交付されるものである。有効期限は3年間で、原則として無制限に更新可能（優先連帯圏¹の国々から有能な人材が流出して出身国の発展を妨げることを考慮したため、優先連帯圏出身者の場合は、更新は1回限り）である。

滞在許可証の交付に当たっては、「能力と才能中央審議会」が定める評価基準に照らして、外国人の滞在計画の内容ならびにフランス人と本人の出身国にもたらす利益とを評価することになっている。「能力と才能中央審議会」において、その選考方針が以下のように決定されている。

申請資格のある外国人は、フランス滞在時の職業活動上の計画を有する人であれば、賃金労働者でも企業家でも自由業者でもよい。スポーツ選手や芸術家などフランスと申請者の出身国の評価を高める活動に従事する者も対象となる。

企業家の場合は、2名以上の雇用の創出か30万ユーロ²以上の設備投資・技術投資を伴う計画を有するか、あるいは設立2年以上の外国企業またはすでにフ

¹ フランスが、国家間のパートナーシップに基づく国際協力を行う対象とした開発途上国。アフリカを中心とした55カ国。

² 2011年7月現在で、1ユーロ=約120円。

ランスに進出している企業法人の経営者でなければならない。

少なくとも3か月以上にわたり同一グループのフランス国外に所在する事業所または会社の従業員または代表者である場合は、法定最低賃金の3倍（約4千ユーロ）以上の月額総賃金を得ており、フランスでの任務が6か月を越えている必要がある。

申請者の学歴は、スポーツ、芸術分野を除き、学士以上とし、博士号取得者以外は専門分野の職業経験も考慮される。学位交付機関のレベル、著作のレベルも考慮される。雇用見込みが高い技術がある場合は優先される。特に、物理、化学、生物学、数学、情報、農学、経営、金融、保険数理、マーケティング、人材管理の分野で修士以上の修了者は優先される。文化活動、人道的活動、フランス語に関する活動の場合は申請者の知名度も考慮される。

また、当該滞在許可証は、申請された活動にかかわるどのような職業に就くことも可能となっており、労働市場テストも行われない。

さらに、就労目的でフランスに入国する外国人は、一般に入国前に受入れ審査を担当している県労働雇用職業訓練総局 (DDTEFP) の証印を受けた雇用契約書を提示しなければならないが、「能力と才能」資格の滞在許可証で入国する場合は、手続の迅速さを優先するために適用除外になることがある。

<在留許可証>

フランスには外国人に永住権を付与するという概念が存在しない。ただし、「在留許可証」あるいは「長期滞在許可証」は、フランスの滞在許可証の中で最長の10年の有効期限が設定され、また、職種や就労地域の制約がなく自由な労働・商業活動が許されており、特に問題がない限り更新が可能であるため、実質的な永住権である。一時滞在許可証を取得し、更新によって5年を経ると長期滞在許可証を申請することができる。

(長期滞在許可証取得の条件)

- 5年間の継続的なフランス滞在
- 健康保険加入
- フランス滞中に十分な収入（最低賃金以上）と住居（市町村の審査あり）保有
- フランス共和国憲法の遵守と諸原則の尊重に関する制約
- フランス語の知識の取得（65歳以上は当該条件は免除）

韓国

外国人労働者に対する韓国の基本的な政策スタンスは、専門的、技術的分野での高い技能を持つ外国人労働者の受入れを積極的に推進する一方で、低熟練労働者に対しては、長期的な社会コストの増加に対する懸念から、「循環型」を目標に定着を避けるというものである。

＜韓国における外国高度人材＞

韓国における外国高度人材とは、弁護士、医師、エンジニア、技術者、教授、科学者、経営管理者などの高度な教育及び訓練が必要な専門職種に属する労働者として、大学を卒業して3年から5年以上の追加教育を受け、教育後にも大学、病院、研究所などの専門機関に従事することにより自発的かつ個人的な専門活動を維持できる人材を意味する。

在留資格のうちE系統の査証によって入国を許可される、教授（E-1）、会話指導（E-2）、研究（E-3）、技術指導（E-4）、専門職業（E-5）、特定活動（E-7）の専門職種に従事する高度人材が対象である。活動範囲の詳細は表のとおりである。対象職業及び資格要件、雇用推薦機関などは各職種により異なる。

表 高度人材の在留資格

在留資格	在留資格に該当する者または活動範囲
E-1（教授）	高等教育法による資格要件を満たす外国人として専門大学以上の教育機関又はこれに準ずる機関で専門分野の教育又は研究指導活動に従事する活動
E-2（会話指導）	法務部長官が定める資格要件を満たす外国人として外国語専門学校、初等学校以上の教育機関及び付設語学研究所、放送局及び企業の付設語学研修院、その他、これに準ずる機関又は団体で外国語会話指導に従事する活動
E-3（研究）	大韓国内の公私の機関から招請されて各種研究所で自然科学分野の研究又は産業上の高度技術の研究開発に従事する活動（教授（E-1）資格に該当する者は除外）
E-4（技術指導）	大韓国内の公私の機関から招請されて自然科学分野の専門知識または産業上の特殊な分野に属する技術を要する業務に従事する活動
E-5（専門職業）	大韓民国法律により資格が認定された外国の弁護士、公

	認会計士、医師、その他の国家公認資格を有する者として大韓民国の法律により行使できる法律、会計、医療などの専門業務に従事する活動（教授（E-1）資格に該当する者は除外）
E-7（特定活動）	大韓国内の公私の機関との契約に基づいて法務部長官が特に指定する業務に従事する活動

在留資格の詳細は次のとおりである。

E-1（教授）

韓国科学技術院などの学術機関の教授、専門大学以上の教育機関に従事する専任講師以上の教授、大学又は大学付設研究所の特殊分野の研究教授が該当する。また、専門大学以上の教育科学技術分野の教育・研究指導活動に従事する者で教育科学技術部長官の雇用推薦がある者、理工系博士学位取得者、教育科学技術部WCU事業（世界水準の研究センター大学育成事業）に招聘された新成長動力分野の教授も対象である。

E-2（会話指導）

外国語専門学校又は初等学校以上の教育機関などで外国語会話指導に従事する者で、該当外国語を母国語（アメリカ、イギリス、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、アイルランド、南アフリカ）とする国家の国民で、大学以上の学校を卒業して学士学位以上の資格を有する者又はこれに同等する以上の学歴のある者が対象である。または、①該当外国語を母国語にする国家の国民で出身国家で大学2年以上を履修したか、若しくは2年制大学以上を卒業した者、②該当外国語を母国語にする国家の国民で10年以上該当外国語で正規教育を受け、韓国内大学で2年以上の教育課程を履修したか若しくは専門大学を卒業した者、③韓国と通商協定（英語補助教師の譲許内容が含まれているFTA、CEPA等）を締結した英語共用語国家の国民で大学以上の学校を卒業して学士学位以上の資格を有し教師資格（英語専攻）を有する者などは教育科学技術部又は市・道教育監主管で募集・選抜され、初・中等学校で勤務する者が対象である。

E-3（研究）

自然科学分野の研究または産業上の高度技術の研究開発に従事する者で、①特定研究機関育成法、政府出捐の研究機関などの設立・運営及び育成に関する法律による研究機関で自然科学分野の研究又は産業上の高度技術の研究開発に

従事する科学技術者、②防衛産業業者に関する特別措置法の規定による研究機関で研究活動に従事する技術者、③技術開発促進法などの関連法令により自然科学分野又は産業上の高度産業技術を開発するために企業付設研究所、産業技術研究組合育成法による産業技術研究組合、国・公立研究機関等との契約により同機関又は同団体に研究する科学技術者が対象である。

E-4 (技術指導)

公・私機関で自然科学分野の専門知識又は産業上の特殊な分野に属する技術を提供する者で、「外国人投資促進法」の規定に基づき技術導入契約により大韓民国国民又は大韓民国法人に技術を提供する者、韓国では得られない産業上の高度技術等を韓国内の公・私機関に提供する者、外国の業者より派遣され産業上の特殊分野に属する技術を提供する者、韓国内の業者で導入した特殊技術を提供する者が対象である。

E-5 (専門職業)

建設交通部長官の航空機操縦士、最新医学及び先端医術の保有者として保健福祉部長官の雇用推薦を受けて外国又は地方自治団体の医療機関、非営利法人及び政府投資機関で開設した医療機関などで勤務する医師、韓国内の医科歯科大学を卒業して大学付属病院又は保健福祉部長官が指定した病院などでインターン、レジデント過程を履修する者、南北交流協力に関する法律規定に基づき南北協力事業の承認を得た者が金剛山観光開発事業などの目的で招聘する観光船運行に必要な船舶などの必須専門人力、韓国内の運輸会社に雇用され船長などの船舶運行の必須専門要員として勤務する者が対象である。

E-7 (特定活動)

外国人学校の教師、公・私機関の外国語教育機関に勤務する者、自然科学分野の専門知識、特定技術・技能を有する者で公・私機関などに雇用され産業上に必要な技術・技能・専門知識を提供する者、公・私機関などの特殊職責に雇用されて国家競争力強化に寄与できると判断される者、運動競技団体などより招聘され選手指導などで体育振興に寄与できると判断される監督やコーチ、韓国駐在の外国公館や外国機関で雇用する行政要員、外国人投資企業、外国企業の国内支社、外国人個人業者などに雇用された必須専門人力として企業内転勤者でない者、外国人弁護士・公認会計士が外国法に対する法律・会計の事務や関連法人などの事務職員として就業して外国語書類作成や校閲などの補助業務に従事する者、韓国内の運輸会社などに雇用され定期旅客船、金剛山観光船などの乗務員などとして勤務する者が対象である。特定活動(E-7)の職

種は、2007年1月1日より「韓国標準職業分類(統計庁公示)」に基づいて改定され、その基準を明確にした。一部職種の場合は統合又は分離され新設された。また一部職種は韓国人雇用機会保護のため業者別又は職種別雇用制限を規定している。

下記は特定活動(E-7)の職種分類である。

経済利益団体高位役員
企業高位役員
経営支援管理者
教育管理者(大学の学長及び総長)
保健及び金融管理者
文化・芸術・デザイン及び映像関連管理者
情報通信関連管理者(ハードウェア、ソフトウェア、情報処理、通信関連)
その他の専門サービス管理者(世論調査、ヘッドハンティングなど)
建設及び鉱業関連管理者
製品生産関連管理者(食品、繊維・被服、化学、金属、機械、電気等の製品)
農林・漁業関連管理者
営業及び販売関連管理者
運送関連管理者(船舶、航空等)
宿泊・旅行・娯楽及びスポーツ関連管理者
飲食サービス関連管理者
生命科学専門家(生物学、医学、薬学、農学、林学、水産学、食品学、畜産学等)
自然科学専門家(数学、統計学、海洋科学、地球磁気学、地形学、火山学、地震学等)
物理学専門家
化学専門家
天文及び気象学専門家
社会科学研究院
コンピュータハードウェア技術者
通信工学技術者
コンピュータシステム設計及び分析家
システムソフトウェア開発者
応用ソフトウェア開発者
データベース開発者
ネットワークシステム開発者

コンピュータ保安専門家
ウェブ及びマルチメディア企画者
ウェブ開発者
建築家及び建築工学技術者
土木工学専門家
造景技術者
都市及び交通設計専門家
化学工学技術者
金属・材料工学技術者
環境工学技術者
電気工学技術者
電子工学技術者
機械工学技術者
プラント工学技術者
自動車・造船・飛行機・鉄道車両工学専門家
繊維工学技術者
ガス・エネルギー技術者
キャドウィン
その他の教育関連専門家
外国人学校・外国教育機関・国際高等学校教師
法律関連専門家
政府行政専門家
特殊機関行政要員
経営及び診断専門家
金融及び保険専門家
商品企画専門家
旅行商品開発者
広告及び広報専門家
調査専門家
行事企画者
海外営業員
技術営業員
技術経営専門家
翻訳家・通訳家
アナウンサー
デザイナー

映像関連デザイナー
販売事務員
航空運送事務員
ホテル受付事務員
運送サービス従事者
観光通訳案内員
カジノディーラー
厨房長及び調理師
動物飼育者
楽器製造及び調律者
造船溶接技能工
航空機整備員

<ゴールドカード・サイエンスカード>

高度外国人材受入れ促進の一環として、査証発給に必要な高度な職業能力の評価の過程を、出入国行政の担当である法務部から各関連部署に移管し、審査の精度をあげ、審査にかかる時間を短縮することを目的とした制度である。

ゴールドカードは韓国産業技術振興院管轄、サイエンスカードは教育科学技術部直轄となっている。

(ゴールドカード)

特定活動（E-7）の在留資格保持者のうち、8つの最先端技術分野（生物産業、ナノ技術、新素材・金属・セラミック・科学、輸送機械、環境及びエネルギー、電子商取引、技術経営、デジタル電子）の技術人材で以下のいずれかに当てはまる場合。ただし、いずれの場合も雇用契約を有していることが条件。

- ①海外修士号以上の学位取得者（職歴無）
- ②韓国国内学士号以上の学位取得者（職歴無）
- ③海外学士号の学位取得かつ1年以上の関連業務経験者
- ④5年以上の関連業務経験者

※ゴールドカードの発行により、E-7査証の発給が支援され（法務部にてほぼ確実に査証が発給される）、優遇措置も受けられる。

表 ゴールドカード適用対象分野の分類表

<p>生物産業 (BT)</p>	<p>○ 生物医薬品研究開発及び製品生産 - 抗生物質、抗がん剤、抗ウイルス剤、ホルモン制、単細胞群抗体など新生理活性物質、遺伝子、細胞治療剤及びタンパク質治療剤などの専門家 ○ 生物化学及び生物電子分野 - バイオセンサーなどの専門家 ○ バイオエネルギー及び資源専門家 ○ 生物環境浄化技術分野専門家</p>
<p>ナノ技術 (NT)</p>	<p>○ ナノ部品及び素子分野 - ナノ技術を利用した半導体、センサー素子及び保存媒体、ナノ光部品、量子/断電子素子及び関連技術などの専門家 ○ ナノ素材及び材料分野 - ナノ粒子、ナノ薄膜、ナノバルク技術及び関連材料、ナノコーティング、炭素ナノチューブ、ナノ粉末、ナノ高分子技術及び関連材料、ナノセラミックス、ナノ級金属素材技術及び関連材料などの専門家 ○ ナノバイオ（ナノバイオ針、薬物など）、ナノ装備、ナノエネルギーなどの専門家</p>
<p>新素材 金属 セラミック 化学</p>	<p>○ 金属材料及び素材分野 - 金属磁石材料、超伝導材料など高機能性金属材料、新製錬、精錬技術、新鑄造/圧延技術、有価金属回収及びリサイクル技術、プラズマ応用表面硬化技術など先端表面処理技術及び装置などの専門家 ○ セラミック分野 技術、プラズマ応用表面-高強度、高引性、高硬度、耐磨耗性、潤滑性セラミックスなどセラミックス製造応用技術などの専門家 ○ 化学/新物質分野 - 電子産業用光硬化性樹脂、人工臓器用素材など高分子材料及び素材、高強度繊維、超低収縮繊維、医療用繊維など高機能性素材、特殊機能性添加剤及び界面活性剤、多結晶シリコンなど精密化学原体、高純度ガス、無機及び有機薬品など電子工業用薬品及び写真材料、精密化学などの専門家</p>

輸送機械	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車、農業機械、建設機械分野 <ul style="list-style-type: none"> - 低公害エンジン、圧縮着火式エンジンなど動力発生装置及び動力伝達装置、感応力可変式及び電子制御式懸架装置、車両安全性制御装置（EPS）、電子制御装置、排気ガス低減及び自己診断装置、電気自動車用電力変換及び制御装置など自動制御及び調節装置、走行安全及び情報装置、車体システム（音声情報、自動運行、立体式計器装置など）の専門家 ○ 鉄道車両分野 <ul style="list-style-type: none"> - 電車、自己浮上列車、軽電鉄車両システム及び部品、高速電鉄用電力供給、車両用受配電、診断設備など鉄道車両及び部品などの専門家 ○ 造船海洋分野 <ul style="list-style-type: none"> - 極低温液化タンク船、大型クルーズ船、海面効果翼船、海洋プラント設計及び監視など高付加価値船舶及び海洋プラントなどの専門家 ○ 造船機資材分野 <ul style="list-style-type: none"> - エンジンコントロールシステム、速度調節装備などエンジン及びエンジン主要機能部品、極低温液化タンク用両荷役設備及び制御システム、極低温液化タンク配管用器機及び保冷設備、自動航法、制動制御及び計測、調節装置などの専門家
環境及びエネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水／廃水再利用技術分野専門家 ○ 廃棄物処理及びリサイクル技術分野専門家 ○ 環境汚染測定用センサー及び装備技術分野専門家 ○ 清浄生産設計及び工程技術分野専門家 ○ 生態産業団地（EcO-Industrial Park：EIP）造成技術分野 <ul style="list-style-type: none"> - EIP政策樹立専門家、EIP事業実行専門家、供給者網活用などの専門家
電子商取引	<ul style="list-style-type: none"> ○ E-Business、IT、企業情報化などの専門家
技術経営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究開発管理分野専門家 <ul style="list-style-type: none"> - 研究開発（R&D）管理、R&D内部構造と技術変化、技術革新のプロセス ○ 技術開発戦略と政策に関する専門家

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際技術経営及び政策に関する専門家 ○ 市場分析及びマーケティングに関する専門家 ○ その他の理工系出身の経営専門家
デジタル電子	<ul style="list-style-type: none"> ○ スマートホーム関連分野 <ul style="list-style-type: none"> - スマートホーム設計技術、電力線通信技術、xDSL及びケーブルモデム技術、無線広帯域サービス技術及びセンシング技術、無人警備及び自動制御技術、知能型ヘルスケア技術などの専門家 ○ デジタル家電分野 <ul style="list-style-type: none"> - デジタルTV、セットトップボックス、DVDP、DMB受信機、デジタルカムコーダ、デジタルカメラ、スマートホン、DVR、デジタル音響器機(MP3P、アンプ)、知能型ロボット、ユビキタスコンピュータなどの専門家 ○ Post-PC及びテレメティックス分野 <ul style="list-style-type: none"> - Thin-Client、PDA、ウェブパッド、インターネットゲーム機、eブック端末機、ウェブターミナル、着用型コンピュータ、テレメティックス、携帯情報端末機などの専門家 ○ ディ스플레이分野 <ul style="list-style-type: none"> - PDP、有機EL、FED、3D、電子紙などの専門家 ○ 先端計測/制御器機分野 <ul style="list-style-type: none"> - 電磁波、光信号、超音波、レーザーなどを利用した分析、観測発生計測器及びこれに準ずる計測システム産業などの専門家 ○ 半導体分野 <ul style="list-style-type: none"> - SoC 設計、核心コア、微細工程、半導体製造装備などの専門家 ○ その他先端デジタル電子分野 <ul style="list-style-type: none"> - BINT (BT+IT+NT) 融合技術 (バイオチップ、Lab-on-a-chip など)、電子医療器機、電子ゲーム機、高効率照明器機などの専門家

(優遇措置)

①最大査証上限期間：一般の特定活動が3年間→ゴールドカード対象者は5

年間

- ②複数査証発給
- ③在留資格外の活動追加可能
- ④勤務先の変更及び追加可能（雇用主の同意必須）

など

（サイエンスカード）

就労ビザの中の「教授（E-1）」あるいは「研究（E-3）」を申請する外国人のうち、専門大学（2年制の大学）以上の教育機関及び政府出捐研究機関、国・公立研究機関、企業付設研究機関などの理工系研究機関に勤務する外国人で、教育科学技術部長官の雇用推薦がある者である。

資格要件は、理工系修士号以上の学位取得かつ3年以上の関連業務経験がある者、理工系博士号の学位を取得した者で、いずれの場合も雇用先との契約を有していることが前提条件である。

なお、本制度の趣旨は、もともと韓国に入国している外国人研究者等の出入国の便宜を図ることにあり、更なる入国を促すものではなかったといわれる。

（優遇措置）

- ①有効期間5年間の複数査証で複数査証発給協定締結国の国民に該当しなくても発給される、
- ②在許可期間内は自由に出入国ができる。滞在期間は5年間（雇用契約期間内）だが、雇用契約延長による滞在期間延長許可を得れば、無制限に滞在することも可能である。

<永住権の付与>

韓国では2010年2月より、外国高度人材向けにポイント制による居住・永住資格付与制度が施行された。この制度は、煩雑な既存制度の在留資格申請の簡略化、永住権取得までの所要時間の短縮などを目的とし、韓国に合法的に在留している外国高度人材（E-1～E-5、E-7）が居住資格（F-2）への変更を申請する場合、申請者の年齢・学歴・所得などを点数化し、技術や資質などを客観的に評価して一定点数以上を取得した外国高度人材に居住資格を与える制度である。

ポイント制の評価内容には、以下のような内容。

- ・ 共通項目：年齢・学歴・韓国語能力・所得など

- ・ 加点項目：社会統合プログラムの履修、韓国留学経験、海外専門分野の就業経歴、同伴家族及び非招請者の出入国管理法遵守可否など

さらに、ポイント制による居住資格を取得して3年間、韓国に在留した場合には永住資格への変更申請が可能である。

シンガポール

シンガポールの外国人労働者政策は、高度な能力を持つ質の高い外国人労働者については積極的に受け入れていく方針をとっている。他方、それ以外の単純労働者を含む国内で不足する労働力については、業種と労働者の種類によって細分化された外国人雇用税と外国人雇用上限率を景気動向や雇用情勢に応じて変動させることによって、外国人労働力を雇用の調整弁として利用している。ただし、方向性としては、外国人低熟練労働者への依存を減らして、生産性を向上させる方針を打ち出している。

<雇用パス・個人型雇用パス・起業家パス>

外国高度人材と考えられる者は、外国人雇用税と外国人雇用上限率の対象外となる、「雇用パス」、「個人型雇用パス」、「起業家パス」所有者である。

○雇用パス

雇用契約を前提とするパス（特定の雇用主に紐付けられている）で、固定月収が2,500SGDより多い外国人就労希望者本人からの申請で審査が行われる。固定月収によりP1（7,000SGD～）、P2（3,500～7,000SGD）、Q1（2,500～3,500SGD）の3つのタイプに分けられている。P2とQ1については固定月収のほかに、「認定された資格」が求められる。また、Q1については、「認定された資格」の代わりに技能や実務経験年数（5年以上が推奨）が補償的な要素として考慮されることもある。

この「認定された資格」とは、学位、就業資格または特殊技能であり、人材開発省がこれを評価する。人材開発省は、「戦略的スキル及び高需要スキルリスト」をホームページに公開し、各セクターの各業種に求められる職種および推奨される学位・資格について詳しく掲載している。このリストに掲載されている学位・資格を有する者は、資格の認定審査において有利となる。2010年3月現在では、製造業14種、建設業14種、医療14種、金融業6種、情報通信及びデジタルメディア35種、観光・小売業5種、合計88種の技術職や専門職があげられている。認定された資格の中の学歴の例として、たとえば日本の約50の大学が示されている。

雇用パスの有効期限は2年間で、以後3年ごとに更新可能である。更新の上限はないが、雇用契約が終了するとパスは失効する。

○個人用雇用パス

雇用パスを保有中又は取得経験のある外国人が対象となる（雇用主と関係なく発行される。）。このパスを取得していれば就職先を変更しても再申請は不要で、失業した場合にも最大6か月間、求職しながらシンガポールに滞在することができる。ただし発行は一度限りで有効期間は5年間である。

表 個人用雇用パスの受入要件

申請時の在住地	シンガポールでの経歴	要件
海外在留者		固定月収 7,000SGD ¹ 相当以上であり、最後の給与受取りから6か月未満
	P 1 パス取得経験者	申請時に6か月以上続けて失業していない
シンガポール在住者	P 1 パス保持者	特になし
	P 2 パス保持者	2年以上Pパスで就労しており、前年の固定年収が3万SGD以上
	Q 1 パス保持者	5年以上Q 1 パスで就労しており、前年の固定年収が3万SGD以上
	シンガポールの高等教育機関卒業生	2年以上Pパス若しくはQ 1 パスで就労しており、前年の固定年収が3万SGD以上

○起業家パス

シンガポールで事業を始める外国人起業家のためのパスである。起業家パスの導入により専用の申請書が用意され、事業の目的、内容、斬新性、販売・財務戦略、開発計画などの審査項目を含む総合的な事業計画書の提出が必要となり、事業内容を基準に審査されるようになった。

申請時の基準は以下の通り。

- 払込資本金 50 万 SGD 以上²、申請者が 30%以上の株式を有する非公開有限責任株式会社 (Private Limited Company) として登録すること。

¹ 2011 年 7 月現在で、1 SGD = 約 65 円

² 2010 年 4 月より、シンガポールを拠点とする銀行口座に 5 万 SGD 以上の残高照明が必要とされる予定。

http://www.mom.gov.sg/publish/momportal/en/communities/work_pass/other_passes/EntrePass/application.html

- 会社は新規のものであり、申請時点でシンガポールでの登録から6か月未満であること。
- 非合法的な活動に関わらないこと。
- 以下に挙げるような起業家的性格を有しない事業でないこと。喫茶店、屋台、バー、ナイトクラブ、フットマッサージ、カラオケ店、鍼灸院、漢方薬局、占い師など。

<在留期間>

パスの種類	初回給付期間	更新の可/不可	更新時給付期間	永住移行への可否
雇用パス	2年まで	可	3年まで	○
個人用雇用パス	5年	不可		
起業家パス	2年	可	1年若しくは2年	○

<永住権>

シンガポールでは、特定の条件に該当する外国人に「永住権」を発行している。永住権者は選挙権がないことを除けばシンガポール国民とほぼ同資格となり、就労パスの取得がいらなくなる。さらに、失職した場合もそのままシンガポールに滞在を続け、次の仕事を見つけることができる。

永住権の申請資格があるのは、以下に該当する外国人である。

- 雇用パス又はSパス（中級程度の技術を有する熟練労働者）所有者
- 起業家パス所有者
- シンガポール国民又は永住者の配偶者又は21歳未満の未婚の子ども、シンガポール国民の高齢の両親

永住権の審査はポイント制であり、雇用パスの種類、シンガポール滞在年数、学位、月収、年齢、シンガポールにおける血縁関係等の諸要素に基づいて計算される。なお、永住権者は、就労に際して特に就労パスの取得は必要ないが、就職が内定した時点で人材開発省に就労申請し、許可を得てからでなければ就労できない。